○農林水産省告示第二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四六九の四、三四七三の八、三四七三の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第百十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年一月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4261号	自動復原膨脹式救命いかだ	FRN－R－25型	藤倉ゴム工業株式会社	決議MSC．293（87）、MSC．295（87）及びMSC．323（89）の適合確認
第4373号	膨脹式救命いかだ（タンカー用）	FRN－SV－15RT型	〃	〃
第4446号	進水装置用膨脹式救命いかだ	FRN－SV－25RD型	〃	〃
第4695号	膨脹式救命いかだ	FRN－SN－6型	〃	〃
第4696号	〃	FRN－SN－10型	〃	〃
第4697号	〃	FRN－SN－15型	〃	〃
第4698号	〃	FRN－SN－20型	〃	〃
第4699号	〃	FRN－SN－25型	〃	〃
第4832号	進水装置用膨脹式救命いかだ	FRN－SN－16D型	〃	〃
第4889号	〃	FRN－SN－37D型	〃	〃
第4890号	〃	FRN－SN－35D型	〃	〃
第4891号	〃	FRN－SN－30D型	〃	〃
第4978号	膨脹式救命いかだ	FRN－SN－37型	〃	〃
第4979号	〃	FRN－SN－35型	〃	〃
第4980号	〃	FRN－SN－30型	〃	〃

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年一月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡西会津町下谷字荒田沢乙一九八一の一四四から乙一九八一の一五五まで・乙一九八一の一五七・乙一九八一の一五八（以上十四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北杜市須玉町小尾

字村ノ内　八二三六番　一号

字後沢　七七一五番一　二号から七号まで

字村ノ内　八二三六番　八号

○防衛省告示第二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月二十六日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二十九号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月二十六日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年二月九日から同年三月七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年一月二十六日

防衛大臣　田中　直紀

期　間　平成二十四年二月九日から同年三月七日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分一一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一二秒　東経一三二度五九分五一秒